

令和7 (2025) 博士

令和7 (2025) 年度

履修便覧

東京藝術大学

大学院音楽研究科(博士後期課程)

履修・成績や卒業についての相談方法

(1) 履修すべき科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」と「成績通知書」（証明書発行機で発行できます）を必ず持参し、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。

STEP 2. 「履修便覧」の記載事項について一般的な質問（各科目の区分や用語の説明など）については、教務係で受け付けます。

(2) 履修の方法や条件について相談したいとき

STEP 1. まず、「履修便覧」と「シラバス」をよく読み、各自対応してください。

STEP 2. 「履修便覧」や「シラバス」について不明な点があれば、その科目を開設している担当教員室を「シラバス」で確認し、問い合わせてください。（場所と開室時間は掲示参照）

(3) 成績について質問したいとき

STEP 1. 学事暦に記載されている成績質問票提出期間に所定の「入力フォーム」から質問してください。

STEP 2. 教務係から授業担当教員に確認し、回答します。成績に関する質問は授業担当教員に直接行わず、必ず定められた期間内に「入力フォーム」から行ってください。

(4) 卒業までに必要な科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」、「成績通知表」（証明書発行機で発行できます）または「CampusPlan > Web 学生カルテ > 成績情報」を参照のうえ、各自で責任を持って行ってください。

STEP 2. その上で質問がある場合は、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。それでも解決しない問題がある場合は、指導教員の先生から教務係に連絡していただくようお願いしてください。

STEP 3. 教務係では指導教員からの相談を受け、指導教員と一緒に学生をサポートします。教務係単独では学生に卒業の可否や卒業のための条件をお伝えすることはできませんのでご了承ください。

目 次

履修・成績や卒業についての相談方法

1. 東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規	
1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教員	1
2. 教育内容及び履修方法	2
3. 修了の要件	2
4. 学位の授与	2
5. 学位審査	2
6. 在学延長の届出	3
7. 学位論文の閲覧	3
2. 教育課程表（別表1）	
全研究領域共通	4
3. 研究指導内容一覧（別表2）	5
4. 授業・履修登録・成績評価	7
4-1. 授業期間	7
4-2. 授業時間	7
4-3. 授業時間割	7
4-4. 授業・履修登録・試験	7
4-5. 成績評価	8
5. 学生生活	9
5-1. 学内在留時間	9
5-2. 練習時間	9
5-3. 事務取り扱い時間	9
5-4. 連絡・伝達事項	9
5-5. 学籍	10
5-6. 各種手続き	11
5-7. ロッカー	11
5-8. 自転車の登録	12
5-9. その他	12
6. 諸規則	
東京藝術大学大学院学則（抄）	13
東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）	20
東京藝術大学学位規則（抄）	23
東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則	28
東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則	30
論文博士の事前承認に関する申し合わせ	32
「東京藝術大学大学院音楽研究科学位委員会」設置に関する申し合わせ	33
東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権等取扱い要項	34
大学院音楽研究科（博士後期課程）における日本語以外の言語による学位論文の審査について	36
東京藝術大学成績評価に関する申し合わせ	38
略記法	39

2. 教育内容及び履修方法

(1) 教育内容

博士後期課程は、別表1「教育課程表」に示すとおりである。

(2) 履修方法・履修登録

博士後期課程の学生は、その年度の研究内容に応じて、主任指導教員及び関連指導教員との協議のうえ、大学院開設科目の中から必要な科目を履修すること。（※学部開設科目、各センター開設科目は、単位修得できない。）なお、研究内容によっては、個別の授業科目の開設を要請することができる。決定した履修科目は研究計画書とともに、毎年度所定の期日までに教務係へ届け出ること。履修登録は教務システム（キャンパスプラン）上で実施する。

(3) 研究計画

博士後期課程の学生は、入学後すみやかに主任指導教員及び関連指導教員に「指導教員会議」の開催を要請し、3年間の研究計画及び1年次の研究計画を立案したうえで、教務係（を通して学位委員会）へ報告し、年度末（後期休学する場合は前期末）には研究進捗状況報告書を提出することとする。2年次以上の学生は、各年度すみやかに「指導教員会議」の開催を要請し、当年度の研究計画を立案したうえで、教務係（を通して学位委員会）へ報告し、年度末（後期休学する場合は前期末）には研究進捗状況報告書を提出することとする。ただし、学位審査に合格した年次（9月末に学位取得する場合はその前年度）の研究進捗状況報告書の提出は要しない。

(4) 博士リサイタル

演奏関係の研究領域を専門とする学生は、博士リサイタルを行うものとする。演奏時期、曲目等については、主任指導教員の指導を受け、その実施計画を教務係に申告しなければならない。

3. 修了の要件

修了の条件は、東京藝術大学大学院学則19条によるものとする。ただし、同学則19条に定める修得単位「10単位以上」とは、別表1「教育課程表」に定める「必修・選択あわせて10単位以上」を指し、「博士論文等」とは、音楽文化学研究領域にあっては「博士論文」を指す。

4. 学位の授与

博士後期課程を修了した者に対しては、研究領域により「博士（音楽）」「博士（音楽学）」「博士（学術）」の学位を授与する。学位の授与日は3月末または9月末とする。

5. 学位審査

(1) 予備審査申請書類の提出

学位審査を受けようとする者は、以下の期日に従い、予備審査に必要な書類を教務係に提出すること。なお、予備審査申請をする時点で休学中であっても予備申請書類の提出を認める。

- 1) 3月末に学位取得を希望する者は、当該年度の4月末とする。
- 2) 9月末に学位取得を希望する者は、前年度の10月末とする。

(2) 学位論文等の提出

予備審査に合格をした者は以下の期日に従い、学位資格審査申請書、博士論文並びに東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則第4条第1項で規定する書類、研究作品を研究科長に提出しなければならない。なお、研究演奏の期日は個別に定める。博士論文はA4判とし、縦書き横書きいずれも可とする。博士論文は製本した上4部を提出すること。なお、提出部数については、審査委員が3名以上の場合追加提出を要請する場合がある。

- 1) 3月末に学位取得を希望する者は、当該年度の10月末とする。（研究作品の提出期日は12月第3週とする。）
 - 2) 9月末に学位取得を希望する者は、当該年度の4月末とする。（研究作品の提出期日は6月第3週とする。）
- なお、博士後期課程を中途退学した後、学位審査を願ひ出る場合は、論文博士による学位の申請の扱いとなる。

(3) 審査日程

論文等の審査及び最終試験の日程については、研究科委員会の定めるところによる。

(注) 研究演奏及び音楽文化学研究領域（音楽学）の論文に関する口述試問は公開とする。研究演奏を行う際、学位申請者において録音、録画をすることは、審査及び聴衆の妨げとならない限りにおいて、あらかじめ研究科長の承認を得たうえで行うことができる。

(4) 審査

博士論文等は総合的に審査される。

6. 在学延長の届出

標準修業年限（3年）以内に学位取得ができないことが確定した場合は、直近の1月末までに、3年間の研究計画に係る「変更届」及び今後の「研究計画」を、教務係（を通して学位委員会）へ提出すること。また、中途退学する者及び在学年限が満了となる者は「退学届」を提出すること。

7. 学位論文の閲覧

博士後期課程の学位論文等は、音楽総合研究センターまたは附属図書館において閲覧することができる。

附則

1. この内規は、平成30年4月1日から施行する。
2. この内規4及び5については、平成28年度入学者以前の在籍者にも適用する。

(参考) 留学に係る履修上の特例

○ 通年授業の単位分割について

修士課程履修内規の特例にならない単位認定を行う。(平成17年6月9日研究科委員会決定)

○ 「博士特別研究」について

「博士特別研究」科目は、その性格をかんがみて単位分割の対象とはしない。

なお、「博士特別研究」に該当する博士リサイタルないし研究発表等は、休学前又は復学後を問わず、評価の対象となる。ただし、同一年次における「博士特別研究」の単位は「2」を上限とする。(平成18年9月7日研究科委員会決定)

2. 教育課程表（別表1）

全研究領域共通

履修区分	授 業 科 目	履 修 年 次			取 得 単 位 数			備 考
		1 年次	2 年次	3 年次	小計	中計	合計	
必修科目	研究領域特別研究指導	～					10	
	博士特別研究 ※1	^I 2	^{II} 2		4	8		
	博士専門科目 ※2	^I 2	^{II} 2		4			
選択科目	大学院開設科目	2			2	2		

※1 演奏専攻は、博士リサイタルをもってあてる。

その他の専攻は、研究発表をもってあてる（作品の演奏、学会誌等への論文掲載をあてることも可）。

※2 原則として主任指導教員が開設するもの。

3. 研究指導内容一覧（別表2）

研究領域	研究指導内容	専攻所属教員	研究領域	研究指導内容	専攻所属教員
作曲	作品研究 理論研究 分析論 管弦楽法 楽器法等	折笠敏之 金子仁美 斉木由美 鈴木純明 林達也	古楽	古楽演奏実習 古楽アンサンブル実習 楽器研究（構造、歴史） 原典資料研究 作品研究 演奏史研究 Performance Practice （調律法、ピッチ、 装飾法、楽器法など） 古楽教育論 歴史的発声発音研究 音楽社会史研究 音楽思想史研究 等	大塚直哉 野々下由香里
声乐	演奏解釈論 演奏表現論 歌唱法 作品研究 歌詞研究 台本研究 アンサンブル研究 舞台演技法 音楽史研究 等	甲斐栄次郎 上江隼人 木下美穂子 櫻田亮 佐々木典子※ 菅英三子 手嶋眞佐子 中島郁子 萩原潤 与儀巧之 吉田浩之		指揮	作品研究 楽曲解釈論 楽譜研究 管弦楽法 （オーケストレーション） 歌詞研究 台本研究 指揮法研究 楽曲分析 等
鍵盤楽器	演奏解釈論 演奏表現論 演奏思想論 演奏技術研究 アンサンブル研究 伴奏法（器楽、声楽） 楽器史研究 楽器学研究 音楽史研究 演奏教授法 作品研究 等	青柳晋三 東有森誠 伊藤藤恵※ 江口玲 坂井千春 實川風 津田裕也 野原みどり 萩原麻未 廣江理枝	邦楽	作曲家・演奏家研究 演奏法・合奏法研究 楽譜研究 楽器研究（調絃、 奏法、製作） 邦楽理論研究 邦楽教授法研究 作品研究 歌詞研究 等	味見純 帯名久仁子 柴田靖雅 露木未重 萩岡波彦 藤原山 藤原上優 水廬慶順
弦・管・打楽器	演奏解釈論 演奏表現論 演奏技術論 演奏教授法 楽派研究 音律研究 アンサンブル研究 （室内楽、オーケストラ） 楽器論（製作、構 造、歴史） 作品研究 音楽史研究 等	池松宏 市坪俊彦 植村太郎（兼） 漆原朝子 尾池亜美 岡本正之 古賀慎治 高木綾子 玉井菜採 柄本浩規 中本木健二 野口千代光 日高剛文 藤本隆也 松原勝也 三界秀実 向山佳絵子 山崎貴子 吉井瑞穂 吉田秀秀		音楽文化学	音楽理論 音楽思想・音楽美学 音楽民族学 音楽社会学 音楽資料研究 音楽家研究 作品分析・解釈 演奏分析・解釈 音楽史研究（西洋、 日本、東洋他） 民俗芸能・大衆音 楽研究 等

（注）※印の教員は2026年3月31日に定年退職する。

研究領域	研究指導内容	専攻所属教員
音楽文化学	音楽教育学研究 音楽教育史研究 授業研究 教育課程論研究 発達論研究 教師教育研究 専門教授法研究 等	市川 惠子 山下 薫子
	ソルフェージュ論 ソルフェージュ教育研究 フォルマシオン・ミュージカル教授法 音楽理論研究 伴奏法総合研究 等	山田 武彦
	音楽文芸論 文芸研究 歌詞研究 戯曲研究 舞台言語研究 言語表現研究 詩学・韻律学 修辞学 文献学・書誌学 等	大森 晋輔 白鳥 まや 杉本 和寛 侘美 真理 畑 瞬一郎
	音楽音響作品研究 録音技法研究 音響心理学 音響デザイン研究 等	亀川 徹 後藤 英 田村 文生 丸井 淳史

(注) ※印の教員は2026年3月31日に定年退職する。

4. 授業・履修登録・成績評価

4-1. 授業期間

授業期間は、以下のとおりである。

- (1) 前期科目：4～9月
- (2) 後期科目：10～3月
- (3) 通年科目：1年間（4～9月・10～3月）
- (4) 集中講義科目：集中講義期間（7、8、9、12月）

4-2. 授業時間

授業時間は、原則として2時間を1コマ（1時限）として設定されているが、個人指導による実技授業については各科（専攻）で定める。

4-3. 授業時間割

授業時間割は以下のとおりである。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	(6時限)
上野校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	(18:00～19:30)
千住校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	

※上野校地の6時限は、授業実施上、5時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。

4-4. 授業・履修登録・試験

- (1) 前期科目、後期科目、通年科目、集中講義科目のすべての科目について、前期の履修登録期間内に本人が履修登録を行うこと。後期履修登録期間には、後期科目のみ追加・変更・削除が可能である。
- (2) 登録した科目でなければ単位を修得できない。
- (3) 反復履修可能である科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- (4) 登録期間後の追加・変更・削除は、原則としてできない。
- (5) 登録の手続きを行わない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。
- (6) 試験における不正行為（カンニング、レポート・論文作成における盗用・剽窃）は禁じられている。不正行為が発覚した場合は、東京藝術大学大学院学則第49条に基づき厳正な処分を行うため、十分に留意のうえ、試験に臨むこと。
 - ① 不正行為に該当する行為の例
 - a. 試験中にカンニング（カンニングペーパーや他の受験者の答案等を見ること、他の者から答えを教わること等）をすること。
 - b. 試験中に答えを教えるなど他の者を利するような行為をすること。
 - c. 他人の代わりに受験すること、他人に自分の身代りとして受験させること。
 - d. 許可されたもの以外を試験場に持ち込むこと。
 - e. 他人の文章や着想の一部または全部を、あたかも自分のものであるかのように用いてレポート・論文を作成すること。
 - f. 他人のレポート・論文を代筆すること。
 - g. データをねつ造、改ざんすること。
 - ② 履修科目の取り扱いについて
 - 実技科目の試験等において不正行為を行った場合：当該年度のすべての実技科目の成績評価を「失格」とする。

○講義科目の試験等において不正行為を行った場合:当該年度のすべての講義科目の成績評価を「失格」とする。

③ 懲戒処分について

○不正行為の内容に鑑み、訓告・停学・退学の懲戒処分の対象とする。

(7) 本学では、以下の①②に該当する、人を対象とする研究活動が、人間の尊厳および人権を守るとともに、倫理的・社会的規範に適正かつ円滑に実施されるための審査を行っている。該当する研究を行う場合は、指導教員に相談すること。

①個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集し利用する研究

②収集された個人データ等を取得し利用する実験研究、および統計処理などを行う分析研究

(8) 「博士リサイタル」「研究演奏」において、学生が属する研究領域ではない研究領域所属の非常勤講師等に伴奏、助演を依頼する場合、それらに対する対価が学生の自己負担となることがあるため、依頼する際は相手方とよく打ち合わせをすること。

4-5. 成績評価

成績の評価は、秀・優・良・可および不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。成績発表日は以下のとおりである。科目の性質上、遅れて成績が発表される科目もある。なお、博士後期課程の学生にGPA（学修の状況および成果の評価値）制度は適用されない。

- (1) 前期科目：前期末
- (2) 後期科目：後期末
- (3) 通年科目：後期末
- (4) 集中講義科目：原則、授業最終日の属する学期末

成績評価基準

評価基準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

- (1) 学科試験は100点法による。
- (2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- (3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

5. 学生生活

学生生活に関する事項は、学生課発行の「学生便覧」と併せて確認すること。

なお、千住校地に関わる事柄を必要に応じて **枠内** に補記して説明する。

5-1. 学内在留時間

7:30 ~ 21:00

千住校地は次のとおり。

7:30 ~ 21:00

- (1) 下校時間を厳守すること。
- (2) 入学試験実施その他による登校禁止等については、学事暦に記載してある他、その都度、掲示により連絡する。

5-2. 練習時間（上野校地）

平日（月～金曜） 7:30 ~ 21:00

土・日・祝日 7:30 ~ 21:00

夏季・冬季・春季休業期間中 7:30 ~ 20:00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

- (1) 練習時間は学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は一切認めない。時間延長等は一切行わないため、終了時間を厳守すること。
- (2) 学外者のホール、練習室の使用は一切認めない。
- (3) ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。
- (4) 練習室の窓を開放しての練習は禁止とする。

千住校地音楽演習室等の利用時間については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

5-3. 事務取り扱い時間（教務係・学生募集係）

平日（月～金曜） 教務係 9:00 ~ 12:30、13:30 ~ 16:30

学生募集係 9:00 ~ 12:15、13:30 ~ 17:00

上記時間帯以外は事務取り扱いをしない。

千住校地事務室の事務取り扱い時間：平日（月～金曜） 9:00 ~ 12:30、13:30 ~ 17:00

5-4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるものの以外、すべて掲示（教務係前ロビー、5-109講義室前）、本学ウェブサイトおよび教務システムにより周知する。掲示を確認しなかったために生じる不利益は学生の責任となるため、毎日確認すること。また、気象警報発令に伴う授業の休講等、緊急・重要な事項については、藝大メールへの一斉メールにより通知する。

千住校地における掲示板：1F エントランスホール

○休講・補講情報

教務システム等により周知する。

○構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合および多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○電話での問い合わせ

- (1) 学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。
- (2) 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外一切行わない。
- (3) 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには一切応じない。

5-5. 学籍

○修業年限、在学年限

修業年限（修了するために必要な在学期間）は、3年とする。学生は、5年を超えて在学することはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

○休学

病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。

休学の期間は、1年以内とする。特別な理由があるときは、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

○復学

休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

○退学

退学を希望する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て退学することができる。

退学の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。

○除籍

次のいずれかに該当する者は、教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 入学料の免除または徴収猶予を申請し、免除もしくは徴収猶予の不許可または一部免除もしくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

5-6. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。(身分異動に関係する手続きは、申請期限等を確認のうえ、必ず学生本人が行うこと。)

名称	手続き等	担当部署
休学申請書	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 (学則第70、71、72条を参照)	音楽学部教務係 (上野校地)
復学申請書	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 (学則第73条を参照)	〃
退学申請書	受理された後、学生証を返還する。(学則第74条を参照)	〃
学生・保証人 連絡先変更 フォーム	[住所・電話番号等変更] Web フォームから届け出る。 [改姓] Web フォームから届け出る。戸籍抄本等改姓を証明する公的書類の画像データを添付する。	学生課学務係
学生証再交付願	手数料2,100円を財務会計課で納付のうえ、学生課学務係へ願い 出ること。	財務会計課・学生課学務係
声種変更届	声楽研究領域学生対象	音楽学部教務係 (上野校地)
公欠確認書	音楽学部教務係で交付を受け、指示に従って手続きする。 (音楽学部開設授業公欠の承認基準を参照)	〃
追試験願	試験日から1週間以内に手続きする。 (音楽学部規則第13条を参照)	〃
楽器類借用願	演奏支援係に願い出ること。	演奏企画室演奏支援係
通称名等使用 申出書	戸籍抄本等を添えて申し出る。	音楽学部教務係 (上野校地)
藝大アカウント・ パスワード 再発行	WEB (https://user.geidai.ac.jp) から申請し返信メールの指 示に従うこと。	芸術情報センター

5-7. ロッカー (学生募集係)

- (1) 学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に学生募集係にて使用登録を受け付けるため、定められた期間内に必ず登録すること。なお、ロッカーは1人1台とする。
- (2) 使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるため、注意すること。(卒業生は、3月までの使用)
- (3) 卒業生は、卒業時にロッカー内を整理、空にすること。卒業後、ロッカーに残っている私物は内容・種類を問わず大学で全て処分する。処分された物品については大学では一切責任を負わないため注意すること。
- (4) 未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。処分された物品について、大学では一切責任を負わないため注意すること。
- (5) 大学では、盗難などについて、一切責任を負わないため、貴重品等はいれないようにし、暗証番号の管理に注意すること。
- (6) 鍵が開かなくなった際の申し出は必ず登録者本人が行うこと。本人確認がとれない場合の対応は一切行わない。

千住校地ロッカー室の利用については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

5-8. 自転車の登録（学生募集係）

- (1) 通学により音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、学生募集係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティおよび2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

千住校地の駐輪場も自転車等の登録を行う。詳細は、千住校地事務室に問い合わせること。

5-9. その他

千住校地における事項

- (1) 展示について
千住校地の屋内外で展示やパフォーマンスを行う場合には、千住校地事務室との事前打ち合わせが必要である。詳細は千住校地事務室に問い合わせること。
- (2) 千住校地の医務室
体調不良時の一時的な休養場所。利用時は千住校地事務室に申告すること。

6. 諸規則

東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年 6月20日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(2) 音楽研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
音楽研究科	作曲専攻 声楽専攻 オペラ専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 音楽文化学専攻	音楽専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程		博士後期課程			
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲専攻	7	14	音楽専攻	20	60
	声楽専攻	12	24			
	オペラ専攻	8	16			
	器楽専攻	45	90			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	29	58			
計	113	226	20	60		

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 美術研究科及び音楽研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期から分ける。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日
 - (3) 開校記念日 10月4日
 - (4) 春季、夏季及び冬季休業日
- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

- 2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則(以下「本学学則」という。)の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表(第80条関係)については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習 及び実技	一の授業科目について、講義、演習、実験、 実習及び実技のうち二以上の併用により行う 場合
音楽研究科	時間 15	時間 15又は30	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目 の場合は、それぞれの授業時間数を x 、 y と すると、 $ax + by$ (a : 1単位の授業科目を構成 する内容の学修に必要とされる時間数の標準 である45時間を該当する左記の時間数で除し て得た数値、 b : 同じく45時間を該当する左記 の時間数で除して得た数値) が45となるよう に x 及び y の時間を定める。3つ以上の授業 の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、 授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表(略)

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な

研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第28条 (略)

(再入学)

第29条 本学大学院を標準修業年限未満の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査した上、相当年次に入学を許可することができる。

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要な事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (5) 行方不明の者

第40条～第42条 (略)

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 (略)

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の納入期限を変更することができる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良の者
- (2) 学力劣等の者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるものは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、令和6年6月20日から施行する。

東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年12月12日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条の2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を受け継ぐこと、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要の優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻及び研究領域）

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) オペラ専攻
- (4) 器楽専攻
- (5) 指揮専攻
- (6) 邦楽専攻
- (7) 音楽文化学専攻

2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。

- (1) 作曲研究領域
- (2) 声楽研究領域
- (3) 鍵盤楽器研究領域
- (4) 弦・管・打楽器研究領域
- (5) 古楽研究領域
- (6) 指揮研究領域
- (7) 邦楽研究領域
- (8) 音楽文化学研究領域

（指導教員）

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

2 研究指導教員は、学年の始めに年間の研究指導計画を学生に示すものとする。

（授業科目及び単位）

第5条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

第7条～第11条 (略)

第3章 博士後期課程

第12条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第13条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第14条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

第15条 博士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時まで10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた者と研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

第16条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科委員会の審議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 第6条関係

東京藝術大学音楽学部規則第17条、18条

(成績評価基準等)

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

別表2 (第17条関係)

評	価	基	準
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

1) 学科試験は100点法による。

2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。

3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年 3月 7日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻区分の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(1) 学士の学位は次のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）	
		和文	英文
音楽学部	全学科	学士（音楽）	Bachelor of Arts in Music

(2) 修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
音楽研究科	全専攻	修士（音楽）	Master of Arts in Music

(3) 博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
音楽研究科	音楽専攻	作曲研究領域 声楽研究領域 鍵盤楽器研究領域 弦・管・打楽器研究領域 古楽研究領域 指揮研究領域 邦楽研究領域		博士（音楽）	Doctor of Musical Arts
		音楽文化学研究領域	音楽学	博士（音楽学）	Doctor of Philosophy in Musicology
			音楽教育	博士（音楽学）または博士（学術）	Doctor of Philosophy in Musicology または Doctor of Philosophy
		ソルフェージュ 音楽文芸 音楽音響創造	博士（学術）	Doctor of Philosophy	

（学位の授与条件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（学位論文等審査）

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第2節 学外者の請求による博士論文審査

(学外者による博士の学位請求の願出)

第11条 本学大学院の学生以外の者(以下「学外者」という。)が本学大学院の博士の学位請求を願い出ようとするときは、学位申請書及び別に定める博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付した学位論文審査手数料は、返付しない。

(博士論文審査)

第12条 学長は、前条第1項の規定により提出された博士論文の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

3 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文の審査を行うものとする。

4 研究科委員会は、博士論文の審査を開始した日から1年以内に、その合格又は不合格を決定する。

5 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果の報告及び試験の方法については、第6条第3項、第7条及び第8条の規定を準用する。

(学力の確認の方法)

第13条 研究科委員会は、博士論文審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

第14条 研究科委員会は、本学大学院の博士の学位を請求した学外者の博士論文の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項の規定する票決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項に規定する票決の結果の学長に対する報告については、第10条の規定を準用する。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第5章 博士論文の公表

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、博士論文を公表する場合には、その博士論文に「東京藝術大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。

5 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第6章 雑則

(学位記等の様式)

第21条 学位記の様式(略)

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学位論文等の提出及び審査の時期並びに試験及び学力の確認の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、研究科において別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 平成29年10月19日

（趣旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第6条に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、博士後期課程に在学し、必要な研究指導を受け、かつ、所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、所属する研究領域又は所属していた研究領域の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏という。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続等）

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる博士論文等及び書類各3通を当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨（400字詰原稿用紙5枚以内）
- (4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究室の研究指導教員とする。

4 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

（試験の方法）

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（合否の決定）

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第9条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第10条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第11条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合は、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、課程博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月19日から施行する。

東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則

制 定 昭和60年12月23日

最近改正 平成29年10月19日

（趣旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第12条の規定に基づき、博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続）

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次の各号に掲げる博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学の博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合、審査手数料の徴収を免除する。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨

(4) 履歴書

(5) 戸籍謄本又はこれに代わるもの

(6) その他学長が指定するもの

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までにを行うものとする。

（博士論文等審査）

第5条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教員をもってあてる。

4 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

（試験の方法）

第7条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第8条 学力審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された5人以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目(外国語を含む。)について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、第6条第4項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第14条 この規則の定めるもののほか、論文博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月19日から施行する。

論文博士の事前承認に関する申し合わせ

改 正 昭和60年12月23日

最近改正 平成26年9月4日

東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則（以下「規則」という。）に関して、当該研究分野の大学院担当常勤教員（以下「常勤教員」という。）の間で、以下のように申し合わせる。

1. 規則第2条第1項の「学力等」は、主として申請希望者の業績をもって判断する。
2. 規則第2条第2項にいう「承認」は、常勤教員の合議によって決する。
3. 前項の決定のために、申請希望者に履歴書、業績表および論文の概要（400字20枚～50枚程度）の提出を求める。
（提出先：当該研究室）
4. 合議により必要と認めた場合は、前項に記す以外の資料の提出を求めることがある。
5. 「承認」の可否は、常勤教員現員の審査能力をも勘案して定める。
6. 「承認」の可否は、上記資料の受領後、原則として3か月以内に申請希望者に通知する。
7. 「承認」は、前項の通知後2年以内に学位申請が行われなかった場合には、無効となる。

「東京藝術大学大学院音楽研究科学学位委員会」設置に関する申し合わせ

制 定 平成14年12月12日

最近改正 平成16年4月8日

音楽学部教務委員会は東京藝術大学大学院音楽研究科学学位委員会設置に関して、次の要項を制定することを申し合わせをする。

(設置)

第1 東京藝術大学大学院音楽研究科(以下「研究科」という。)に、博士後期課程における教育・研究を充実させ、課程博士学位授与の促進を図るため、大学院音楽研究科学学位委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博士後期課程の理念と制度に関わること。
- (2) 博士後期課程在籍者の研究進捗状況の把握、指導教員会議の運営に関わること。
- (3) その他学位の授与に関し、必要と認められる事項。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、第2号の委員は教務委員をもって充てる。

- (1) 教務委員長
- (2) 各科から選出された者 1名

(任期)

第4 第3に掲げる委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、教務委員長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は音楽学部教務係において処理する。

(雑則)

第7 その規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月8日から施行する。

東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年 2月28日

最近改正 平成26年 3月12日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏藝術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽藝術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画及びその編集
- (2) 演奏作品の保存に必要な CD-ROM 等のメディアやサーバへの複製
- (3) メディアの配布・販売・貸与、インターネット等を通じた配信その他の提供
- (4) ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) 上記各号に定める行為の第三者に対する再許諾
- (6) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないとして著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

大学院音楽研究科（博士後期課程）における日本語以外の言語による学位論文の審査について

平成28年 2月18日

大学院音楽研究科学位委員会申合せ

改 正 令和 6年 2月15日

1. 大学院音楽研究科で審査する博士論文（以下「論文」という。）の使用言語は原則として日本語とする。ただし、学位申請者の所属部会が日本語以外の言語（以下「外国語」という。）による論文執筆の妥当性および必要性を認め、かつ、当該論文を審査するに十全な体制を担保できる学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の立ち上げを確保できる場合にかぎり外国語を可とする。
2. 本申合せは、課程博士号取得の目的で提出される論文のみに関わるものである。ただし、大学院音楽研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得した後に退学した者が退学後5年以内に論文博士の学位を申請し提出する論文の場合は、本申合せが該当するものとする。
3. 課程博士学位申請者の外国語による論文執筆が所属部会で認められた場合、学位申請者は論文提出年度の前年度に実施される指導教員会議の結果を受け、課程博士学位予備申請に先立ち、外国語学位論文審査願（別紙様式1）に日本語の論文要旨（2,000字程度）を添付し音楽研究科長に提出しなければならない。
4. 論文博士学位申請者の外国語による論文執筆が学位申請者の審査を行う部会で認められた場合、外国語学位論文審査願（別紙様式1）に日本語の論文要旨（2,000字程度）を添付し音楽研究科長に提出しなければならない。
5. 音楽研究科長は外国語学位論文審査願（別紙様式1）および日本語の論文要旨（2,000字程度）を受理した後、大学院音楽研究科学位委員会（以下「学位委員会」という。）に諮り、外国語による論文審査の可否を決定するものとする。
6. 上記5により外国語による論文の審査が認められた場合、審査委員会主査は当該論文審査終了後、学位申請者により作成された日本語の論文要約（6,000字程度）および外国語による論文要旨（400語程度）を総合審査報告書とともに学位委員会に提出しなければならない。
7. 上記5により外国語による論文の審査が認められた場合であっても、当該審査委員会が行う口述試問（論文を中心としてその関連する分野について口述又は筆記により行う試験）は原則として日本語により行うものとする。ただし、審査委員会が外国語により行うことの妥当性を認める場合に限り外国語により行うことを可とする。
8. 本申合せは当面の間、鍵盤楽器研究領域（ピアノ）、音楽文化学研究領域音楽学研究分野及び音楽音響創造研究分野に限り適用する。
9. 本申合せで疑義が生じた場合は、その都度学位委員会で審議するものとする。

附 則

この申合せは、令和 6年 4月 1日から施行する。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

東京藝術大学大学院音楽研究科長 殿

学位申請者氏名_____印

研究領域・研究分野_____

外国語学位論文審査願

下記により外国語による博士学位論文受審を希望するので許可下さるようお願いいたします。

記

1. 学位論文題目：
2. 学位論文で使用する外国語：
3. 外国語で学位論文を執筆する妥当性および必要性：
4. 所属部会または審査担当部会での「外国語による論文執筆」承認の有無：

東京藝術大学成績評価に関する申合せ

制 定 平成29年6月30日

最近改正 令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学における成績評価を適切に実施し、もって教育の質を担保するため、成績評価の指針となるべき基準及び成績評価に関する質問等の受付に関して必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2条 成績の評価基準は下記のとおりとする。

判定	評語	評価基準
合格	秀	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可	到達目標を達成している
不合格	不可	到達目標を満たしていない

2 単位の認定のみを行う科目については、認定の標記とする。

(成績評価に関する質問等)

第3条 美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科（以下「学部等」という。）は、成績発表後、一定期間を設けて、学生からの成績評価に関する質問等を受け付け、真摯に対応するものとする。

2 成績評価に関する質問等の受付および回答は、各学部等の教務担当事務を通じ行うものとし、各学部等はその方法を定めて学生に周知するものとする。

附 則

この申合せは、令和6年12月19日から施行する。

略記法

55.12.11 教務委員会決定

科・声種・楽器名		略記法	科・声種・楽器名	略記法	
作曲			室内楽		
声 楽	独唱		古 楽	チェンバロ	Cemb
	オペラ			バロック声楽	BVo
	ソプラノ	S		バロック・ヴァイオリン	BVn
	メゾソプラノ	Ms		バロック・チェロ	BVc
	アルト	A		リコーダー	Rec
	テノール	T		フォルテピアノ	FP
	バリトン	Br		バロック・オルガン	BOrg
	バス	B	指揮		
ピアノ		Pf	楽理・音楽学		
オルガン		Org	音楽教育		
弦 楽	ヴァイオリン	Vn	ソルフェージュ		
	ヴィオラ	Va	音楽環境創造		
	チェロ	Vc	音楽音響創造		
	コントラバス	Cb	邦楽		
	ハープ	Hp	(略記法の表現について) 1. 原則として、2字以内にまとめた。 2. 原則として、頭文字は大文字を使い、2字目は小文字とした。 3. 科名等を表現するときは日本語のままとし、専攻(声種・楽器名)を略記法の対象とした。 以上		
木 管	フルート	Fl			
	オーボエ	Ob			
	クラリネット	Cl			
管	ファゴット	Fg			
	サクソフォン	Sx			
金 管	ホルン	Hr			
	トランペット	Tp			
	トロンボーン	Tb			
	チューバ	Tu			
	ユーフォニアム	Euph			
打楽器		Pc			

※ 平成16年6月10日一部改正

※ 平成23年2月28日一部改正